

## 1 議 事 日 程（2日目）

[平成19年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成19年9月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 議案第62号 市道路線の廃止について
- 日程第3 議案第63号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第64号 福岡縣市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第5 議案第65号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第66号 太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第67号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第68号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第69号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第70号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第71号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第72号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第73号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第74号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第75号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第76号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第77号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第78号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第79号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第80号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願
- 日程第23 請願第2号 「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財政措置」に関する請願
- 日程第24 意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第25 意見書第5号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	6番	力丸義行	議員
7番	橋本健	議員	8番	中林宗樹	議員
9番	門田直樹	議員	10番	小柳道枝	議員
11番	安部啓治	議員	12番	大田勝義	議員
13番	清水章一	議員	14番	安部陽	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	田川武茂	議員	18番	福廣和美	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	不老光幸	議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	永田克人
健康福祉部子育て支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
会計管理者併上下水道部長	古川泰博	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
地域振興課長	大藪勝一	人権・同和政策課長兼人権センター所長	津田秀司
福祉課長	新納照文	建設課長	大内田博
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	浅井武
書記	花田敏浩		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第1、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。今のところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成19名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2と日程第3を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第62号「市道路線の廃止について」及び日程第3、議案第63号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2及び日程第3を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第62号及び議案第63号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第64号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第64号「福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第64号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5と日程第6を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第65号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」及び日程第6、議案第66号「太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5及び日程第6を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第65号及び議案第66号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7から日程第14まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第67号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第14、議案第74号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7から日程第14までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第67号から議案第74号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15と日程第16を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第75号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第16、議案第76号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第75号及び議案第76号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第77号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第17、議案第77号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第77号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第78号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第18、議案第78号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第78号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19と日程第20を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第19、議案第79号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第20、議案第80号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19及び日程第20を一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第79号及び議案第80号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第21、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 基本的なことだけ質問させてもらいたいと思えます。

（「ちょっとお待ちください。議事進行について、当然、そんな質問するなら提出者が登壇すべきじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 提案者の7番橋本健議員、登壇をお願いします。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） 基本的なことを質問させてもらいたいと思えます。

今、提案理由の説明が先日ございましたが、我々は、社会的に今問題になっているこの政務調査費、政務調査費そのものが問題ではなく、使い道であり、その使い方、何に使ったか、領

収書の問題であると認識をいたしております。

今、市民は、我々が聞く範囲の中では、議員がこの政務調査費を使ってしっかり勉強して市政に役立てるよう期待をしているというふうに思っております。この点についてだけで結構ですので、どのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ただいまの質問にお答えをいたします。

確かに、福廣議員のご指摘どおり、現在社会問題になっているのはその政務調査費の使い方と領収書の問題であります。その点、本市の場合は、年度末に1円以上の領収書を添付し、事務局のチェックのもと会計報告をしておりますので、全く問題はありません。しかし、テレビや新聞を見た市民からしますと、太宰府市の議員も本当に適切な使い方をしているのか疑わしい、どこの議員も一緒ではないかといった誤解や不信感を持たれるのも事実ですし、この機会にこのような疑いを払拭したいと思っております。

また、おっしゃるとおり、市民の方々から、政務調査費を生かして、市政に生かしてほしいという期待もあるでしょう。しかしながら、過去4年間の政務調査費の執行率の現状を見ますと、20%減額しても今までどおりの議員活動は十分可能であります。

ちなみに、ここに政務調査費執行状況という資料がございます。平成15年度は、7党派ございますが、43.4%、平成16年度は49.4%、それから平成17年度55.0%、平成18年度55.2%と、このような状況になっております。毎年45%から50%は返金をしているわけです。そのうちの20%を減額して、来年度の予算に計上し、例えばバリアフリーとか、あるいは体育館やトイレの補修費に活用していただければというのが今回の提案でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 橋本さんが言われることは間違いではないというふうに我々も思います。しかしながら、残るからそれを減額するというのは旧来の役所の考えではないでしょうか。予算を立てる、それを全部使い切らずに残すということが、今まで市役所並びに我々にも求められてきたことではないかなというふうに思います。

予算決められたら、必ずしも使い切るということの方がおかしいのであって、残しておく、それは何にもおかしくない。それは使い道の厳格さもあるでしょう。太宰府市の場合、まだこの政務調査費の未熟さもあるのかもわかりません。ただ、その枠を下げるということは、今後の新たな議員さんたち、新人の人たちが勉強したいと思ったときに、できない足かせになる可能性も十二分にある。そのときに、必要だから上げなさいと言っても、それはまた無理な話ではないかというふうに我々は認識しています。

このことについての回答は要りませんが、あくまでもこういった問題、もっと議会、議員間で論議をして、ある一定の路線を引く、またそれを議会に出すというのが我々の今までのやり方でありましたが、残念ながら今回はそう多くの議論もなしに提案されてしまいました。

また、これは委員会に付託されますでしょうから、そこで議論はありますでしょうけれど

も、我々は議会改革というもう少し大きな枠の中でもっとやるべきことがあるのではないかと  
いうふうに思っておりますので、今後そういったものを提案しながら、頑張っていきたいと思  
いますので、今の橋本議員の回答は理解はしますけども、そのあたりが我々とちょっと違う  
ところがあるのかなというふうに思う次第でございます。

質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

橋本議員自席へどうぞ。

発議第3号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第22、請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」を議題としま  
す。

紹介議員の説明を求めます。

4番渡邊美穂議員。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」について趣旨説明をいた  
します。

請願者は、五条区長斉藤浩平氏、五条西区長古賀五男氏、そのほか1,338名です。

紹介議員は、村山弘行議員、そして私渡邊美穂です。

平成3年、天神様の細道事業で、現在の宰府一丁目、以前大町と呼んでいた地域の道路が歩  
道を拡幅し一方通行になりました。これにより、ほとんどのバスは五条から進入し五条から出  
ていきます。また、平成17年には九州国立博物館が開館し、国博で観光客をおろしたバスも五  
条から進入し、議員皆様ご承知のように五条近辺は大変な交通量になっています。

昭和の後半ごろは、バス1台の総重量は10t程度でしたが、現在大型観光バスは15tから  
16t、2階建てバスに至っては総重量25tにもなります。私は実際に道路わきの住宅を何軒も  
拝見いたしました。振動によって柱とはりの間に大きなすき間ができていたり、玄関のたた  
きに何本も大きな割れ目ができているという状況です。

この道路は五条住民の生活道路であり、200名以上の子供たちが通う通学路にもなっていま  
す。もし大型バスだけでも一方通行になれば、バスの通過台数は半分になります。これによ  
り、振動に対する大きな対策になると同時に、バスの離合がなくなるため、歩行者が大きな危  
険にさらされる機会も激減します。生活道路として、また通学路としての安全確保が何より優  
先されるべきことと考えます。

この請願、先ほど申し上げましたように、署名捺印をいただいた請願者は1,338名ですが、  
純粋に署名人数だけを数えますと1,886名となり、五条の皆様の総意と考えていただい  
てよいと思います。ぜひ趣旨をご理解いただきまして、ご採択いただきますようお願い申し上げま



す。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

渡邊議員自席へどうぞ。

請願第1号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 請願第2号 「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係わる地方財政措置」に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第23、請願第2号「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係わる地方財政措置」に関する請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番渡邊美穂議員。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係わる地方財政措置」に関する請願について趣旨説明をいたします。

請願者は、太宰府インクルーシブ教育を考える会代表辻丸由紀氏です。

紹介議員は、私渡邊美穂です。

まず、この請願者に関して簡単にご説明をいたしますと、太宰府インクルーシブ教育を考える会というのは、障害を持つ子供たちの保護者、そしてそれぞれの学校関係者が毎月1度集まり、それぞれの情報交換、そして研修などを行っている会であります。

では、請願内容の趣旨を説明させていただきます。

小・中学校において、特別支援学級は近年急増しております。昭和60年には、2万2,000学級だったものが平成18年には3万6,000学級になっています。さらに、平成18年度より、障害の種類にLDやADHDが加わり、今後さらに増加していくことがほぼ確実な状況になっています。

この状況を受けて、政府及び文部科学省は、学校教育法の改正の中で特別支援学級の強化を行い、適切な教育を行うことを明確に位置づけました。その裏づけとして、本年の交付税算定基礎の中に、公立小・中学校1校当たり84万円を組み入れ、各自治体へ交付しております。

太宰府市の場合は、11校ありますので、交付税の中の約1,000万円が文部科学省によるこのための地方財政措置ということになります。文部科学省では、特別に支援を要する児童・生徒を障害児と位置づけておりますが、この請願は、その概念をさらに拡大し、家庭環境に問題のある児童・生徒や不登校の子供たちもその中に位置づけ、文部科学省が財政措置したお金をそ

の子供たちのために使ってほしいという内容です。

各学校に平均的に分配するという方法だけではなく、例えばすべての学校、保護者の代表、青少年センターなどの意見を聞いた上で、今現場で一番支援を必要としている子供たちのための制度改正や人的配置及びその育成をこの税源を使って行っていただきたいということです。

ぜひ趣旨をご理解いただきまして、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

渡邊議員自席へどうぞ。

請願第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第24、意見書第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」につきましてご提起を申し上げますが、本案につきましては、昨年平成18年9月議会におきまして、同趣旨の意見書を小柳議員提出、以下3名の方で提案していただき、ご同意をいただきました。これは同じく昨年の6月26日に、地方自治危機突破福岡県総決起大会がシーホークで行われました際に決議をされた部分と同趣旨でございます。

特に、地方財政が厳しくなる中で、さらなる税源移譲と国庫補助負担金の改革、さらには各自治体間の財政力の格差が大きい現状を、地方交付税の財源保障と財務調整の機能を堅持していこう、さらにまた地方自治体の意見を十分に踏まえて対処していただきたい、こういう趣旨の意見書でございます。

中身につきましては、お手元に配付しておりますので、ぜひともご同意賜り、意見書送付をお願いしたいと思っております。

送付先につきましては、衆・参議長並びに内閣総理大臣以下関係大臣でございますので、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げ、説明にかえたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

村山議員自席へどうぞ。

意見書第4号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第25 意見書第5号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書**

○議長(不老光幸議員) 日程第25、意見書第5号「中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 意見書、「中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書」について説明をさせていただきます。

提案理由は、中小企業の事業承継円滑化のために税制改正等必要な措置を講じるように国に求めるためでございます。

お手元にお配りをいたしております意見書について読まさせていただいて、説明にかえさせていただきますと思います。

「中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書」。

団塊の世代が引退時期に差しかかる状況下、特に小規模企業において事業承継がなかなか進んでいない。

2007年版中小企業白書によりますと、昨年2006年の企業全体の社長交代率は3.08%と過去最低を記録いたしました。従業員規模別では、規模が小さいほど社長交代率が低下する傾向にあり、小規模企業における事業承継の難しさを示しております。

また、年間廃業者29万社、2001年から2004年の平均ですが、このうち少なくとも4分の1の企業は後継者の不在が理由となっております。これに伴う雇用の喪失は、毎年20万人から35万人とも言われ、雇用情勢に与える影響も少なくありません。

こうした中小企業の廃業や事業承継をめぐる問題は、日本経済の発展を阻害する大きな要因となっております。中小企業の雇用や高度な技術を守り、事業承継を円滑に進めていくための総合的な対策を早急に講じる必要があります。

事業承継に係る諸課題について、従来から多様な問題提起や議論が行われ、実際に様々な制度改正も行われてきたところであります。しかしながら、残された課題のうち、とりわけ相続税を中心とする税制の問題は、承継当事者・関係者にとって最大関心事の一つであります。平成19年度の税制改正大綱においても、今後の検討課題として事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討する必要性が明記されたところでもあります。

以上のことから、中小企業の事業承継円滑化のために税制改正など必要な措置を講じるよう、政府に対し強く要望をいたします。

趣旨について、1つ、非上場株式等に係る相続税の減免措置について、抜本拡充を図ること。

2つ、非上場株式の相続税法上の評価制度について、事業承継円滑化の観点から、見直しも含め合理的な評価制度の構築を図ること。

3番目に、相続税納税の円滑化を図るために、事業承継円滑化の観点から必要な措置を講じること。

4、税制面のみならず、情報面、金融面、法制面など事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

あて先は、内閣総理大臣初め衆議院、参議院議長あてでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ぜひご採択をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

清水議員自席へどうぞ。

意見書第5号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時29分

~~~~~ ○ ~~~~~